

L-RADの利用に関する協定書

株式会社リバネス（以下「甲」という）と、信州大学学術研究・产学官連携推進機構（以下「乙」という）は、甲が運営するデータベースシステム（L-RAD）により提供するサービス（以下「本サービス」という）を通じた外部資金獲得機会の創出と信州大学（以下「丙」という）における研究の推進について、必要となる事項を取り決めることを目的として、以下のとおり協定（以下「本協定書」という）を締結する。

第1条（用語の定義）

本協定書における用語は以下のとおりとする。

- （1）情報提供者：本サービスを利用するため会員登録をしているすべての研究者及び当該の研究機関事務担当者
- （2）丙所属情報提供者：情報提供者の内、丙に所属している者
- （3）利用申込者：本サービスをユーザーが利用するために、利用申込を行った法人、研究所その他利用申込主体
- （4）ユーザー：利用申込者に所属する研究者、研究企画担当者及び事務担当者等で、甲から発行されたID、パスワード、Eメールアドレスを利用申込者から交付された者
- （5）丙申請情報：丙所属情報提供者の同意を得る等、丙の責任において作成され、丙が甲に対し提供した、各種競争的資金への申請書電子ファイル
- （6）シーズ集：丙が管理をする知的財産（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等）のうち第三者へのライセンスを希望するもの

第2条（本サービスに関する協力）

甲と乙は、本サービスが、利用申込者がユーザーの研究開発テーマに適した共同研究者等を探査し、外部資金獲得機会の創出と研究の推進等を目的とし、もって科学技術の発展に寄与する為のサービスであることに基づき、本サービスの発展、利用者（利用申込者及び情報提供者をいう。）の増加に努める為、相互に協力するものとする。

第3条（甲の役割）

甲は、本サービスの利用申込者及びユーザーに対し、本サービスの情報提供者が、丙所属情報提供者であった場合、以下に定める事項が遵守されるよう、丙所属情報提供者、利用申込者及びユーザーの利用規約を整備するものとする。

- （1）丙所属情報提供者が本サービスを利用する場合、丙の就業規則その他研究活動に関する規則に準拠し、利用すること。
- （2）利用申込者又はユーザーと丙所属情報提供者の間で紛争が生じた場合、利用申込者は丙と協議の上、解決にあたること。

第4条（乙の役割）

乙は、丙に所属する研究者等（職員、所属学生を含む。以下同じ。）に対し、本サービスの存在及び内容について周知するものとする。また、乙は、甲が、丙に所属する研究者等に対し、本サービスの存在及び内容について周知する機会を適宜設けるものとする。周知の機会に関する具体的な内容は甲乙別途協議の上定める。

- 2 乙は、丙申請情報を必要に応じて取り纏め、本サービスに提供するものとする。本サービスへの提供方法その他必要な事項は別途甲が定めるものとする。

第5条（協力体制の公表）

甲及び乙は、本サービスに関し、甲乙間で本協定書に基づき相互に協力することを、書面、リーフレット、Webその他媒体の如何を問わず、その内容について甲乙合意の上公表できるものとする。

第6条（有効期間）

本協定書の有効期間は、協定締結の日より3年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がない場合、期間満了の翌日から同一条件により更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（準拠法・管轄）

本協定書の準拠法は日本法とし、本協定書又は本サービスについて、甲と乙との間で紛争が生じた場合、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（協議）

本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議し、解決するものとする。

以上、本協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年1月8日

甲 株式会社リバネス

代表取締役社長 CCO

乙 信州大学学術研究・产学官連携推進機構

機構長

井上 浩

向 肇里